

中小企業退職金共済補助金 対象期間早見表

- ・交付期間は、契約した月から**60か月間**です。
- ・今年度の補助対象は、**令和6年1月～12月**に支払われた掛金です。

※**平成31年**に契約された方 …………… **平成31年2月以降**に契約された方の掛金が補助対象です。

※平成31年1月契約の方については、令和5年中に60か月（交付期間）が終了しているため。

※**令和2年～令和5年**に契約された方 …… **令和6年1～12月の全ての**掛金が補助対象です。

※**令和6年から**新規に契約された方 …… **契約月**の掛金から補助対象です。

			契約月											
			1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
補助対象 (掛金を支払った月)	契約1年目 (R6契約)	1月												
		2月												
		3月												
		4月												
		5月												
		6月												
		7月												
		8月												
		9月												
		10月												
		11月												
		12月												
	契約2年目 ～4年目 (R2～R5契約)	1月 ～ 12月	全て補助対象											
	契約5年目 (H31契約) ※補助金交付 最後の年	1月												
		2月												
		3月												
		4月												
		5月												
		6月												
		7月												
		8月												
		9月												
		10月												
		11月												
		12月												

例「令和6年7月」に契約された方
⇒今回の補助対象は、「令和6年7月～12月分」の掛金です。

全て補助対象

例：「平成31年1月」に契約された方
⇒令和5年中に60か月（交付期間）が終了しているため、
今回から対象外です。

例：「平成31年8月」に契約された方
⇒今回の補助対象は、「令和6年1月～7月分」の掛金です。